

改正案	現行規定
<p>第1章 総則 第1条～第14条（略）</p> <p>第2章 全日本選手権 第15条（略）</p> <p>第16条 ドライバーの参加資格</p> <p>1. S F 国際競技運転者許可証B以上の所持者が参加できる。</p> <p>2. S F L <u>限定国内競技運転者許可証Aを含む、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上の所持者とする。</u></p> <p>国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。 ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。</p> <p>1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にF I Aスーパーライセンスを所持している者。</p> <p>2) 2022年のF 2またはS Fにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。</p> <p>第17条（略）</p> <p>第3章 地方選手権 第18条（略）</p> <p>第19条 ドライバーの参加資格</p> <p>1. ～3. （略）</p>	<p>第1章 総則 第1条～第14条（略）</p> <p>第2章 全日本選手権 第15条（略）</p> <p>第16条 ドライバーの参加資格</p> <p>1. S F 国際競技運転者許可証B以上の所持者が参加できる。</p> <p>2. S F L 国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上の所持者<u>または、限定国内競技運転者許可証A所持者の内、J A Fスポーツ資格登録規定第2条2. 8)に該当する者が参加できる。</u></p> <p>国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。 ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。</p> <p>1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にF I Aスーパーライセンスを所持している者。</p> <p>2) 2022年のF 2またはS Fにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。</p> <p>第17条（略）</p> <p>第3章 地方選手権 第18条（略）</p> <p>第19条 ドライバーの参加資格</p> <p>1. ～3. （略）</p>

4. FORMULA REGIONAL

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者とする。

5. (略)

第20条～第21条 (略)

第22条 本規則の施行

本規則は、2023年3月1日に遡及して施行する。

以 上

4. FORMULA REGIONAL

国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者、および限定国内競技運転者許可証A所持者の内、JAFスポーツ資格登録規定第2条2. 8) に該当する者が参加できる。

5. (略)

第20条～第21条 (略)

第22条 本規則の施行

本規則は、2023年1月1日より施行する。

以 上